

大阪市会政務活動費専門委員設置要綱

(設置)

第1条 大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱（平成18年7月25日議長決定）第6条の規定による議長の検査に関し、専門的見地からの意見を聴くため、大阪市会政務活動費専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員は、政務活動費制度の適正な運用を期するため、議長等の求めに応じて検査並びに指導及び助言を行う。

(定数等)

第3条 専門委員の定数は、2人とする。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから議長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(検査)

第4条 専門委員は、大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）第7条第1項及び第2項に規定する収支報告書等の提出時に検査を行う。

- 2 検査は、抽出によるものとする。
- 3 検査は、非公開とする。

(指導及び助言)

第5条 専門委員は、議長、会派及び議員から相談を受けたときその他

必要があると認めるときは、専門的な指導及び助言を行うことができる。

(専門委員の解嘱)

第6条 議長は、専門委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認める場合
- (2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
- (3) 専門委員から解嘱の申出があった場合

(庶務)

第7条 専門委員の庶務は、市会事務局総務担当において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるものほか、専門委員の運営に関し必要な事項は、専門委員が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。